

## ○芦屋市環境づくり推進会議設置要綱

## (設置)

第1条 芦屋市の環境づくりを市民、事業者及び行政の連携により推進するため、芦屋市環境づくり推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項について協議する。

- (1) 環境づくり推進事業の具体化に関すること。
- (2) 環境づくりに関する情報収集及び情報提供を行うこと。
- (3) その他環境づくり推進に関する必要な事項

## (組織)

第3条 推進会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市民代表
- (2) 事業者代表
- (3) 自然環境等の専門的知識を有する者
- (4) 市関係職員

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年(市長が別に任期を定めた場合は、当該定めた任期)とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平16.4.1・一部改正)

## (会長及び副会長)

第5条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (招集)

第6条 推進会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 推進会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

## (表決)

第7条 推進会議の表決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## (意見の聴取)

第8条 推進会議において、必要があると認めるときは、委員以外のものを出席させて意見を聴くことができる。

## (庶務)

第9条 会議の庶務は、環境に関する事務を所管する課において行う。

## (細目)

第10条 [この要綱](#)に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、会長が定める。

## 附 則

## (施行期日等)

1 [この要綱](#)は、平成8年4月19日から施行する。

2 最初に招集される会議は、[第6条](#)の規定にかかわらず市長が招集する。

## 附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。